

令和 3 年 度

東員町経営健全化審査意見書

東員町監査委員

東 員 監 第 9 号
令和 4 年 8 月 1 7 日

東員町長 水 谷 俊 郎 様

東員町監査委員 種 村 拓 夫

東員町監査委員 大 谷 勝 治

令和 3 年度東員町水道事業会計及び東員町下水道事業特別会計
経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 3 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

令和 3 年度 東員町水道事業会計及び東員町下水道事業特別会計

経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

水道事業会計

比 率 名	令和 3 年度	令和 2 年度	比較	経営健全化基準	備 考
① 資金不足比率	— (%)	— (%)	— (%)	20.0 (%)	

下水道事業特別会計

比 率 名	令和 3 年度	令和 2 年度	比較	経営健全化基準	備 考
① 資金不足比率	— (%)	— (%)	— (%)	20.0 (%)	

(2) 個別意見

両会計共に資金不足比率は、経営健全化基準の 20.0 %と比較すると、これを下回り、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。